

東京税理士会

き友ざわ

初夏号

VOL. 238
令和6年6月15日



Contents

◆確定申告無料相談を終えて.....	2	◆ゴルフ部報告.....	9
◆税務署からのお礼.....	3	◆テニス部報告.....	10
◆確定申告ご支援の御礼.....	4	◆不服申立てと税務調査時の対応.....	11
◆令和5年分確定申告無料相談の報告.....	5	◆会員異動のお知らせ.....	12,13
◆第2回常会報告.....	6	◆北沢のニューフェイス.....	16
◆租税教育推進委員会報告.....	7	◆表紙のことば.....	16
◆野球部報告.....	8,9	◆編集後記.....	16



確定申告無料相談を終えて

支部長 阿部 隆

木々の緑が色濃くなる時期となりました。

会員の皆様方には確定申告の繁忙期を終えたと思えば、3月決算法人の申告、本年に限っては6月から始まりました定額減税への対応と、お忙しい日々をお過ごしのことと存じます。

令和5年分の確定申告無料相談会も昨年同様に梅丘パークホールの1会場のみ、1月29日、2月2日、6日、7日の全4日間、電話とオンラインによる事前申込制で開催いたしました。また、本年はインボイス制度が導入されて初めての確定申告であることから、所得税の確定申告期間終了後の3月18日から29日のうち4日間、消費税申告の無料相談会も北沢税務署において開催いたしました。新型コロナウイルスが5類に移行したとはいえ、まだまだ感染者の声も聞かれる状況で、初日は入力準備シートが用意されていないなど、特にパソコンを担当していただいた会員の皆様にはご負担をおかけしました。大きなトラブルもなく無事に開催できましたことは、ひとえに多くの会員の皆様方のご協力の賜物と、心より深謝いたします。

梅丘パークホールの無料相談会に従事いただいた会員は延べ64名、来場者は569名、申告書の提出件数は446件となりました。来場者に関しては前年とほぼ変わらない状況でした。昨年からはスマートフォンによる申告も87件を数えました。当支部のe-Taxによる申告に占めるスマホ申告の割合は2割を超え、東京会全体のスマホ申告の割合が15%程度であることから、平均をかなり上回りました。ただし、

スマホ申告に関しては、来場者の所有物を直接操作するわけにいかず、会場で申告書をプリントアウトすることが出来ないなど、来場者の不安の声も聞かれました。各支部の対応もまちまちであることから、今後については東京会と連携して統一した取扱いを模索していく必要があるのではと感じております。

消費税申告の無料相談会につきましては、全体として2割特例適用者の相談が多く寄せられました。中にはインボイス登録したものの何を申告すればよいのか理解していない相談者もいらっしゃいましたので、制度の定着の為にも引き続き税理士によるサポートの必要性を感じました。

来年からは電話による事前申し込みがなくなること、不安を感じる相談者もいらっしゃいましたが、相談者の利便性を考慮しつつ、従事される会員の皆様方が安心して参加していただける環境づくりを整えていきますので、引き続きご協力いただけますようによりしくお願い申し上げます。

さて、6月21日には三軒茶屋のオークラレストランスカイキャロットにおきまして第57回定期総会を開催する予定となっております。昨今の諸事情で開催場所を確保することが難しくなっており、会員の皆様方にはご足労をお掛けいたしますが、多くのご参加をお待ちしております。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご発展を祈念いたしますと共に、今後とも支部活動へのご理解、ご協力をお願いいたします。





税務署からのお礼

北沢税務署長 松生 剛

梅雨の合間の明るい陽射しが、少しずつ夏の訪れを感じさせてくれる季節となりました。

東京税理士会北沢支部の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告に関しましては、かねてよりご協力いただいている期前の無料申告相談に加え、新たな取組として、期後の無料申告相談の開催やスマートフォンによる指導など、例年にも増して多大なご支援とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本年の確定申告は、自宅等からのe-Tax申告、特にマイナンバーカードを利用したスマホ申告の一層の推進に取り組み、e-Tax送信による申告につきましては、前年を大きく上回る件数となりました。

これもひとえに、阿部支部長をはじめ、貴支部の皆様方による、無料申告相談の開催、無料申告相談でのスマートフォンによる指導、一般社団法人北沢青色申告会の相談会場でのe-Tax代理送信の実施、積極的なキャッシュレス納付の広報活動など、皆様方のお力添えの賜物と、心から感謝申し上げます。

そして、本年は、インボイス制度導入後、初めての確定申告であり、税務署では納税者に寄り添って丁寧に対応してまいりました。貴支部の皆様方におかれましても、顧問先のみならず無料申告相談や電話相談において、インボイス登録を契機に新たに課

税事業者となった納税者の相談に幅広くご対応いただいたおかげで、大きな混乱もなく円滑に遂行することができました。

引き続き法人税の添付書類や相続税申告を含めたe-Tax申告の推進やキャッシュレス納付の一層の推進、インボイス制度の定着などに取り組んでいくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、貴支部の皆様方には、租税教育にも熱心に取り組んでいただいております。令和5年度においては、昨年度よりも9校多く、小学校、中学校及び高等学校からの租税教室の開催依頼があり、業務多忙の中、講師を担当していただきました。また、本年度に入ってから多くの先生方に租税教室の講師を担当していただいているところです。

税務署といたしましても、租税教育の重要性に鑑み、次代を担う管内の児童・生徒の皆さんが1人でも多く、税について学び・考える機会を作れるよう、個別に学校長等を訪ね、関係民間団体の租税教育に資する各種事業の作品募集や租税教室の開催についてお願いしているところです。貴支部の先生方にはご負担をおかけしますが、租税教室は非常に重要な施策の1つでありますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに当たり、東京税理士会北沢支部のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念いたしまして御礼とさせていただきます。





確定申告ご支援の御礼

一般社団法人北沢青色申告会 会長 尾崎 直人

初夏の候、東京税理士会北沢支部の諸先生におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち北沢青色申告会にとりまして、最も重要な確定申告期間において、また諸先生におかれましても1年で最も多忙であるこの期間にもかかわらず、本年もおよそ一月半にわたり多くの先生に懇切丁寧なご指導、ご支援をいただきましたこと、まずもって厚く御礼申し上げます。本年も恙無く乗り切ることができ、役職員一同、感謝しております。

この間、諸先生のご支援を受けておりますことは、当会会員はもとより相談業務にあたる職員にとっても力強い心の支えとなっております。

また、諸先生にご協力を頂いておりますe-Taxでの代理送信は、過去最多の2,833件を数えることが出来ました。これも偏に、諸先生のお力添えの賜物と深く感謝しております。

令和5年分の確定申告期間におきましては、昨年10月より施行されたインボイス制度に伴い、前年と比べ消費税関連の相談件数が倍増致しました。インボイス制度に関しましては、当会会員の皆様には、引

き続きその制度説明を行わなければならない課題でございます。

さて、当会の事業活動計画におきまして本年は、1月より改正が施行された電子帳簿保存法への対応、6月よりに始まりました定額減税への対応、さらに令和7年1月1日からの収受印廃止への対応など取り組まなければならない課題が山積しております。先に触れましたインボイス制度も含め、これらの課題に取り組むにあたりまして、諸先生のお力をお借りしなければならないことと認識しており、ご指導、ご鞭撻を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

私共、北沢青色申告会は、今までの良き伝統を残しつつも、激動する時代に即した新たな感覚、発想を持って新体制を構築、維持、発展すべく役職員一同努力して参る所存ですので、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

末尾になりましたが、東京税理士会北沢支部の益々のご発展と、諸先生のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、確定申告ご支援の御礼とさせていただきます。



主な支部行事のご案内

【第57回定期総会】

日時：令和6年6月21日（金） 場所：オークラレストラン スカイキャロット

【第1回支部常会】

日時：令和6年10月22日（火） 場所：梅丘パークホール

※なお、状況によっては、変更となる場合がございます。



令和5年分確定申告無料相談の報告

税務支援対策部長 山田 稔幸

令和5年分確定申告無料相談会（税務支援事業）が令和6年1月29日から2月7日まで実施されました。本年も梅丘パークホール会場での実施で合計4日間の開催となりました。昨年に引き続きWEB・電話予約による事前予約制での開催となりました。

事前予約制は、東京会の他の支部からも概ね良かったという回答があり、今後も東京会にて予算が確保され、引き続き予約制となるとのことです。ただし、電話予約による予約制については、コールセンターの設置に費用がかなり必要ということで、令和6年分についてはWEB予約のみでの事前予約制となる予定です。

令和5年分からはスマホ申告の推奨・促進に協力をするということで、各日に1名の先生にスマホ申告の対応もお願いしました。e-Taxでの提出件数425件のうち87件がスマホ申告で20.4%となっています。国税庁の方針としては、スマホ申告を推奨・促進していますが、無料相談会に来場される方は高齢者も多くスマホ申告は馴染まないという意見も東京会の協議会でありました。今後スマホ申告を促す対象者の線引きも必要になってくるかと思っております。

なお、梅丘パークホール会場での各日別の取扱い件数については、下記の図表をご参照ください。

また、今回はインボイス制度開始後、初めての確定申告ということで、令和6年3月18日から3月29日の期間、北沢税務署において、消費税の無料相談会も開催しました。こちらは取扱件数24件で申告書の提出が13件となっています。

今年の確定申告無料相談会についても大きなトラブルもなく終了できましたこと、会員の皆様感謝申し上げます。税務支援対策部としても今後の無料相談会について円滑に運営できるよう努力してまいりますので、会員の皆様ご協力よろしくお願いたします。



日程	人員	相談のみ	相談・提出	提出のみ	合計	申告書提出	(内電子申告)		消費税
1月29日 月	16	29	102	0	131	102	97	95%	1
2月2日 金	16	30	118	0	148	118	110	93%	0
2月6日 火	16	22	115	0	137	115	108	94%	0
2月7日 水	16	42	111	0	153	111	110	99%	2
合計	64	64	446	0	569	446	425	95%	3



第2回常会報告

総務部長 志村 哲

令和6年1月19日（金）、梅丘パークホールにおいて、令和5年度第2回常会が開催されました。常会に先立ち、まず安部井副支部長の挨拶の後、本会綱紀監察部の先生を講師にお招きして「綱紀及び職業倫理に関する研修」と題して、綱紀事案の内容などを午後1時30分から午後2時までご説明いただきました。次に、「令和5年分所得税・資産税の確定申告時の留意事項について」をテーマに、北沢税務署個人課税・資産課税の各担当官を講師に午後2時から午後3時35分まで研修会を開催いたしました。

10分間の休憩を挟んだ後、午後3時45分から常会が開催されました。まず新入転入会員5名の紹介が行われ、次に上野会員のA-Zセミナー修了証書授与・支部長との記念撮影を行いました。続いて阿部隆支部長の挨拶と支部長報告に移りました。支部長報告の主な内容は以下のとおりです。

- ① 能登半島地震の被災会員に対する義援金のお願いについて、東京会で義援金の募集をすることが会報やホームページ、メールニュースに掲載されます。
- ② 令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限の延長について、石川県・富山県が納税地の場合は自動で延長となり、その他の地域は災害による納期限の延長申請が必要です。
- ③ 研修受講義務の免除申請について、負傷・疾病や出産・介護・育児で申請が可能ですので該当の方は申請を活用して下さい。
- ④ 研修受講時間ゼロ時間の会員に対する警告ハガキの送付について、令和5年12月25日現在の研修時間がゼロ時間で、前年度もゼロ時間の会員には警告ハガキが送付されます。
- ⑤ 税理士実態調査の実施について、3月下旬に調査票が発送される予定ですので、調査へのご協力をお願いします。
- ⑥ 法人版事業承継税制の特例承継計画の期限延長の留意点について、特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日に2年間延長されました。
- ⑦ 東京国税局インボイス登録センターの電話番号の変更について、令和6年1月15日から03-6256-0250

に変更となっています。

- ⑧ 相続税e-Taxの機能改善等について、受信通知メッセージボックスにおいて、即時通知で財産取得者を選択することで、財産取得者の受信通知の閲覧サイトへの切替えや受信エラーの際にエラー対象者の利用者識別番号が表示されるようになりました。
- ⑨ 税理士証票の定期交換の状況について、令和5年11月29日現在、令和5年度中の未申請が40.3%となっておりますので、対象の方は交換をお願いします。
- ⑩ 申告書の控えへの収受印の押なつの見直しについて、令和7年1月から廃止されます。
- ⑪ 東京会の安否確認システムについて、研修カード裏面のQRコードが安否確認システムです。現状のものは東京会の事務局で受信するものなので、被害状況によっては機能しないことが考えられるため今後の運用を検討するとのことです。

支部長報告に続き、北山理事、阿部健治理事から理事会報告が行われました。その後、各部委員会の部長、委員長が各部委員会報告を行い、質疑応答の後、常会は午後4時40分に終了いたしました。

常会終了後、北沢税務署との税務連絡協議会が開催されました。阿部支部長の挨拶の後、松生署長からご挨拶を賜り、協議会では有吉総務課長の進行のもと、担当統括官から連絡事項の説明が行われ、質疑応答の後、税務連絡協議会は滞りなく終了いたしました。

税務連絡協議会終了後、午後5時50分より懇親会を開催いたしました。10月の常会に続いて署幹部の方々や来賓の方々とも交流を深めることができました。



租税教育推進委員会報告

◆令和5年度の租税教育の実績

令和5年度の実績は、「小学校16校（44コマ）」「中学校2校（4コマ）」「高等学校2校（10コマ）」で合計20校（58コマ）の租税教室を行いました。現在小学校の社会科は、縄文時代からでなく近代史から行われています。よって、租税教室は5～7月に集中して開催されます。お忙しい中、講師を引き受けていただいた会員の方々、本当にありがとうございました。

◆租税教室練習会の開催

5月8日（水）、北沢支部事務局で杉田租税教育推進委員長をはじめ会員13名が集まり、租税教育の練習会を開催しました。杉田委員長が租税教室の打合せの仕方、デモ授業を行い、今年度より講師デビューされます石神会員、鴻野会員が講師体験するなどとても充実した練習会となりました。とても好評でしたので、今後も継続して練習会を行いたいと思います。

◆租税教室の内容

租税教室は、北沢税務署から開催する学校、日時の連絡を受けて、講師募集を行います。講師となる方は、直接学校へ連絡をとり当日の段取りについて綿密な事前打ち合わせを行います。たまに学校からの要望（税の歴史、世界の税金を話してほしい）があります。

授業の当日は、講師、補助の2名で授業を行います。日税連テキストを参考に北沢支部では、租税教育推進委員たちで話し合って決めた講義内容があり、下記順番で進めています。

(1) 税理士のしごと

国民の三大義務である納税について、税金の専門家として法律（税法）に基づいて仕事していることなどを話します。

(2) 学校で使われている税金

「校舎を建てるのはいくらかかるの?」「学校の授業料を払うとしたら月額いくらかかるの?」という2問のクイズをじゃんけんゲームで行います。

(3) 税金の使われ方

国民が払う消費税を題材に、お店に払った消費税がどのような流れで国民の生活に役立つように使われているかは、最終的に国民が選挙で選んだ国会議員が国会で決めるという国民主権を確認するストーリーです。

(4) 税金の集め方

北沢支部では、「うさぎとニンジン」という生徒が考える講義（アクティブラーニング）を行っています。

Q：3匹のうさぎが暮らす「うさぎ園」で倉庫を建てることになりました。倉庫を建てるには、ニンジン300本が必要です。うさぎAは200本、うさぎBは400本、うさぎCは900本のニンジンを収穫しました。みんなでどのように出し合って、ニンジン300本を集めたらいいと思いますか？

生徒からは、「100本ずつ」「うさぎCだけ300本」「20%ずつ」などいろいろな意見が発表されます。どの集め方も正解で、税金で例えると消費税、相続税、法人税などと似ていて、みんなから平等に税金を集めるために50種類もの税金があること再確認します。

◆講師になるには？

租税教育講師登録するには、東京税理士会で開催される租税教育講師養成研修会に参加する必要があります。研修は、新規登録用、再登録用の2種類で9月30日までの期間に新規4回、再登録6回のうちいずれかを受講します。

新規登録用の研修内容は、「租税教育の本質」や学習指導要領に関する基本的な考え方について説明を受けた後、日税連テキストに基づき模擬授業を聴くものとなっています。

再登録用の研修内容は、毎年変わります。令和6年度は、①授業でのICT利用について、昨年の租税教育シンポジウムの内容を考える、②税理士が租税教室で伝えたいこと-「税金とは何か?」を考えるという内容になります。

北沢支部では、講師登録をされなくても講師補助の募集も行っています。まずは租税教室ってどのようなものなのか興味のある方は、見学だけでも来てみませんか？（租税教育推進委員会 廣田純子）



野球部報告

東京税理士会第133回支部対抗野球大会が4月10日(水)から夢の島野球場で開催されました。

大会初日は前日の激しい雨でグラウンド状況が悪く実施が危ぶまれましたが、試合時間を遅らせて開催されました。北沢支部の初戦は12時40分から杉並支部との対戦です。

1回戦 対杉並支部

先攻は杉並支部です。初回、先発吉田会員は二安打に死球と失策が重なり杉並支部に4点を献上してしまいます。しかしその裏、北沢支部は相手投手の立ち上がりを攻め、杉田(真)会員、金山会員の二塁打と相手守備の乱れもあり、打者11人の猛攻で6点を挙げて逆転します。直後の二回表、杉並支部に無死二三塁とされますが、このピンチを内野ゴロと連続三振でしのぎます。二回以降も北沢支部は打撃陣の奮闘により着実に追加点を挙げます。四回からは金山会員が登板し相手反撃を1点に抑えて完勝しました。

	1	2	3	4	計
杉並支部	4	0	0	1	5
北沢支部	6	3	2	4	15

2回戦 対神田支部

2回戦の対戦相手は、神田支部です。初回、吉田会員の不安定な立ち上がりを攻められ、二本塁打を含む猛攻で7点を奪われます。その裏、北沢支部は左右会員の安打で1点を返し反撃ののろしをあげます。二回は神田支部に得点を許さなかったのですが、

三回に2点、四回に6点を奪われ突き放されます。北沢支部は最終回になんとか1点を返しますが、地力に勝る神田支部に敗れました。

	1	2	3	4	計
神田支部	7	0	2	6	15
北沢支部	1	0	0	1	2

例年、確定申告が終わってから春季大会に向けて練習をはじめますが、今年はあまり練習時間をとれませんでした。それでも1回戦を突破できましたので、まずまずの結果でした。



今年は従来7月に行われていた城南大会が9月開催に変更になりましたので、今までより練習時間を多くとれます。昨年以上の結果を残せるように準備したいと思います。

平日にもかかわらず、今大会も多くの会員が応援に駆け付け熱い声援を送ってくれました。いつもあ

りがとうございます。皆さんの声が大きな力になりました。これからも応援よろしくお願ひします。

また、野球が好きな方、体がなまっていて運動をしたいと思っている方は、野球部の練習に参加してみませんか？ご興味がある方は事務局までご連絡ください。(野球部 吉田光宏)

ゴルフ部報告

北沢会第237回報告

日時：2024年4月3日(水)

場所：相模湖カントリークラブ

参加者：16名

確定申告も終わり、ようやく私たちの「ゴルフシーズン2024」がやってきました。大宮会員の紹介でコースレイアウトも素晴らしく、ランチも美味しい相模湖カントリークラブでプレーを楽しみました。例年だとゴルフ場の満開の桜を見るのも楽しみの一つなのですが、今年は桜の開花が遅く全く咲いておらず、当日の天気も雨で5年ぶりに北沢会ゴルフコンペにカムバックしたのに残念でした。

優勝は小林ゆみ会員でした。ショートホールでしっかりパーを取るなど安定感のある素晴らしいプレーでした。準優勝は宇賀神会員で、このコースで唯一スコア90を切る実力は本物です。第3位は僭越ながら私です。「ハンデキャップ36だからヒロジュンの優勝間違いない」とか噂されていましたが、グリーン周りでバタバタしてしまいスコアがまとまりませんでした。でもなんとか3位までに入れてよかったです。次回は、グリーン周りのアプローチを上達さ

せて優勝を目指したいです。

ゴルフ部は、年4回(4月、7月、9月、12月)、東京近郊のゴルフ場でコンペを行っています。次回は、7月4日(木)を予定しています。少しでもご興味ある方、一緒にゴルフを楽しみましょう！

(ゴルフ部 廣田純子)

順位	氏名	Gross	HC	Net
1	小林 ゆみ	107	30	77
2	宇賀神 君夫	86	8	78
3	廣田 純子	114	36	78
5	左右 浩正	97	18	79
7	府川 徹	94	11	83
10	大宮 光好	110	24	86
ブービー	梶原 宏文	115	23	92

ドラコン	山田 稔幸	府川 徹
ニアピン	宇賀神 君夫	小林 ゆみ
	佐藤 勝	左右 浩正
ベストグロ	佐藤 勝	97
大波賞	山田 稔幸	57→52
水平賞	横山 壱岐雄	55=55



テニス部報告

5月8日（水）、春季東京税理士会テニス大会が有明テニスの森公園にて開催されました。春季大会は個人戦で、左右会員・宮嶋会員ペアと長岡会員・井戸川ペアの男子ダブルス2ペアで参戦しました。全体では男子ダブルスが43ペア、混合ダブルスが45ペア参加し、予選リーグと順位トーナメントを戦っていきます。

結果は、左右・宮嶋ペアが予選リーグ2位、順位トーナメントではなんと3位！宮嶋会員の力強いラリーからチャンスを掴み、左右会員の強烈なボレーが何度も炸裂していました。全7試合という過酷なスケジュールにも耐え、堂々の入賞です。

そして、長岡・井戸川ペアが予選リーグ1位、順位トーナメントではベスト8。長岡会員の守備範囲の広い前衛に助けられてばかりでしたが、粘り強く戦うことができ、私個人としては2大会連続の予選1位通過をすることができました。

今大会の経験を糧に秋季大会団体戦に向けてさらに精進したいと思います。



番外編として、4月28日（日）に世田谷区民大会春季クラブ対抗テニス大会にも参加をしてきました。メンバーは、左右会員、角会員、長岡会員、宮嶋会員、井戸川、そして世田谷支部から渡邊一司先生にご参加いただき、チーム名を「北沢支部+」として挑みました。

昨年の東京税理士会テニス大会団体戦で優勝を飾ったことを自信にして、更なる高みを目指して税理士界を飛び出したのですが・・・結果は予選リーグ0勝2敗で敗退。いずれも0-3、0-3と1ペアも勝利を掴むことができず、世界の広さを実感しました。しかしながら、世田谷支部との繋がりも増え、玉川支部も含めて世田谷3支部で交流する話も出るなど、非常に貴重な機会となりました。

テニス部では「楽しく健康増進、ついでにテニスもレベルアップ」をモットーに、月2~3回練習をしています。テニス経験者だけでなく、初心者も楽しめる活動を行っています。興味のある方はぜひ事務局までご連絡ください。（テニス部 井戸川真也）

今年度の東京税理士会テニス大会の日程は以下の通りです。

- ◆秋季大会 10月18日（金）
- ◆支部対抗戦 11月6日（水）





不服申立てと税務調査時の対応

研修部 秋吉 勇吾

税務調査後に課税処分がなされた場合で、こちら側の主張が審理担当に伝わっていない又は税法等の解釈について異論がある等の理由で当該課税処分が受け入れ難いときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立てを行う必要があります。この不服申立てを行っても尚受け入れ難い課税処分がなされた場合は、裁判所に訴訟を提起することになります。不服申立てを経ずに裁判所に訴訟を提起することはできません。

不服申立ては、税務署長又は国税局長に対して「再調査の請求」を行う方法と税務署長又は国税局長に対する再調査の請求を経ずして直接国税不服審判所長に対して「審査請求」を行う方法の2種類があります。

「再調査の請求」は、処分の通知を受けた日の翌日から3ヶ月以内に「再調査の請求書」を処分を行った税務署長又は国税局長に対して提出することにより行います。再調査の請求を受けた税務署長又は国税局長は、その処分が正しかったかどうかについて調査及び審理を行った上でその結果を再調査決定書謄本により納税者に通知します。その再調査決定書謄本の中身を検討しても尚その課税処分を受け入れ難いときは国税不服審判所長に対して「審査請求」を行う必要があります。

「再調査の請求」後の「審査請求」は、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して原則として1ヶ月以内に「審査請求書」を国税不服審判所長に対して提出することにより行います。審査請求を受けた国税不服審判所長は、審査請求人と原処分庁の各主張の間で争いのある点を中心に調査及び審理を行った上で裁決を行います。

平成26年度税制改正により、不服申立ての方法として、税務署長又は国税局長に対する「再調査の請求」（改正前は「異議申立て」でした。）を経ずして直接国税不服審判所長に対して「審査請求」を行うことができるようになりました。この場合の「審査請求」は、処分があったことを知った日（処分に係

る通知を受けた場合にはその受けた日）の翌日から起算して3ヶ月以内に「審査請求書」を国税不服審判所長に対して提出することにより行います。

ちなみに、国税庁の報道発表によると令和4年度における「再調査の請求」の処理件数は1,371件でした。そのうち「取下げ等」は161件、「却下」は124件、「棄却」は1,023件、「一部認容」は45件、「全部認容」は18件となっており、処理件数にしろ認容割合は4.6%であり納税者の主張が認められる割合はかなり低くなっています。しかもこの認容割合は直近5年間では年々低下傾向にあり、令和4年度はここ10年間では一番低い割合となっています。

一旦税務署長や国税局長の出した課税処分が中々「再調査の請求」では覆らないのは、課税処分の前に調査官や統括官、そして審理担当により調査・審理が行われているからであり、当事者に再調査・審理を請求したところで結論は変わらないということでもあります。しかしながらその調査・審理が常に完璧であるということは無く、そのため「再調査の請求」にはそれなりの意味があるとともに、「審理請求」の前段階としてのお互いの主張の明確化という意味もあります。

さらには、「再調査の請求」の標準審理期間は3ヶ月と定められており課税処分そのものを含めると長期間を要する可能性があるため、時間をかけない為にも課税処分前にあらかじめ税務署側の結論が出た段階で「再調査の請求」の前段階としての再調査及び審理を促す方法も考えられます。私も昨年税務調査を受けた際に税務署側の結論が出るまでの経緯と結論そのものに疑念が生じ、そのまま課税処分に至る前に再考を促したく、経緯、事実関係及び当方の主張の3点をまとめたもの（送付状込A4用紙8枚）を税務署長宛に提出し、大方こちらの主張をご理解いただいた上で課税処分をして頂きました。その際ポイントとなったのは税務調査当日も含めて16回分の電話やFAXのやり取りを詳細に残しておいたことです。

会員異動のお知らせ

【 入 会 】

宮嶋 直

〒155-0032 世田谷区代沢4-3-15
TEL 080 (1113) 1097

三枝 和臣

〒155-0031 世田谷区北沢3-20-11 グレース北沢205
TEL 070 (9065) 5273

山本 高之

〒155-0033 世田谷区代田1-30-6-206号
TEL 090 (6912) 2394

小松原慎一

自己紹介 2月に新規登録しました小松原と申します。

前職では、電気設計の技術者をしていましたが、簿記に出会ったことをきっかけに税理士業界に転職し、今の事務所に勤めながら地道に受験勉強を続けて税理士になることができました。

税理士試験には合格しても税理士としてはまだ1年生。まだまだ勉強しなければならないことも多いので、初心を忘れずに頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〒156-0057 世田谷区上北沢4-16-9
税理士法人平井飛行税務会計事務所
TEL 03 (3303) 5188 FAX 03 (3303) 0612

税理士法人TAPS

〒155-0031 世田谷区北沢2-27-9 Colony#3
TEL 090 (4601) 7748

税理士法人ART会計事務所

〒156-0052 世田谷区経堂1-19-14 第六経堂ビル303
TEL 03 (6432) 6980



岩森 宏

自己紹介 初めまして。3月26日に新規加入することとなりました、岩森宏(いわもりひろし)と申します。出身は、愛媛県宇和島市です。地元の会社に就職後、転勤で東京へ。その後一念発起し税理士を目指すことになりました。

会計事務所勤務を経て、現在は事業会社に勤務中です。当面は勤務を続ける予定ですが、税理士としての経験を積んでいきたいと考えていますので、ぜひご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひ致します。

〒157-0063 世田谷区粕谷2-4-7-101号
TEL 03 (3329) 7525



【 転 入 】

大坪 陵志 (芝支部より)

自己紹介 令和5年12月11日に転入しました。

クルマを見たり運転することが大好きです。よろしく申し上げます。

〒155-0031 世田谷区北沢2-3-12友和ビル302号室
TEL 03 (3414) 1383 FAX 03 (3419) 7860

倉本憲一郎 (麴町支部より)

〒155-0031 世田谷区北沢2-27-9 Colony#3

税理士法人TAPS
TEL 090 (4601) 7748



宇野 嘉晃 (目黒支部より)

自己紹介 昨年末に目黒支部より転入してきました宇野嘉晃と申します。

海外ネットワークのある会計事務所でのキャリアをスタートし、外資系金融機関、大手事務所等で30年以上の経験を積んできました。私が所属している税理士法人TAPSは、税理士2名の小規模な事務所ですが、若い人材を育てる事務所にしたいと考えています。

どうぞよろしくお願ひいたします。
〒155-0031 世田谷区北沢2-27-9 Colony#3
税理士法人TAPS
TEL 090 (4601) 7748



奥山健太郎（麴町支部より）

自己紹介 皆様、はじめまして。北沢支部にこの度転入させていただいた奥山健太郎と申します。転入前は麴町支部に所属しており、PwC税理士法人という事務所で10年程勤務しておりました。

趣味は幼少期より続けているテニスと、最近は日本酒にハマっております。同じ趣味の方がいらっしゃいましたら、ご一緒させていただけると幸いです。

仕事の方は、一般的な税務顧問に加え、事業承継対策、相続税申告、組織再編税制をメインにさせていただいていました。開業したてでまだ分からないことだらけですので、皆様にご指導賜われますと幸いです。

どうぞよろしくお願い致します。

〒156-0055 世田谷区船橋 3-17-12-415

TEL 03 (6826) 0729

山谷 耕平（芝支部より）

〒157-0061 世田谷区北烏山 7-9-12

TEL 03 (5313) 4660 FAX 03 (5313) 4660

庄司百合恵（麴町支部より）

自己紹介 麴町支部より転入させていただきました庄司百合恵と申します。今後どうぞよろしく願いたします。

〒156-0055 世田谷区船橋 4-5-23

TEL 080 (3575) 0425



菅野 真（八王子支部より）

自己紹介 はじめまして。菅野真(かんのまこと)と申します。

2023年9月に八王子市で開業し、2024年4月に北沢支部に移転してきました。

趣味は、お散歩で毎日9,000歩、歩くことを心がけています。

まだ子供が小さい(1歳)ので、仕事と育児を頑張っています。今の事務所で腰を据えて頑張っていきたいと思いますので、今後とも末永くよろしく願いたします。

〒156-0043 世田谷区松原 1-38-8 村山ビル2A

TEL 090 (7237) 6660

【 転 出 】

相馬由美子

令和6年 1月18日 芝支部へ

豊郷 直輝

令和6年 2月 6日 王子支部へ

渡邊 一馬

令和6年 2月 6日 王子支部へ

【 退 会 】

圓藤 哲也

令和5年12月18日 業務廃止

中嶋 一夫

令和6年 3月14日 業務廃止

明石 英司

令和6年 3月28日 業務廃止

中村 聡子

令和6年 2月27日 業務廃止

川島 明子

令和6年 3月25日 業務廃止

【 事務所 】

岩田 清美

〒156-0043世田谷区松原 1-28-14

野中 慶治

〒157-0062世田谷南烏山 6-29-3-205

岡田 茂朗

TEL 03 (3426) 7061

大川内久雄

〒156-0052 世田谷区経堂 1-19-14 第六経堂ビル303

税理士法人ART会計事務所

TEL 03 (6432) 6980

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、
売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。
「もしも」のときの資金調達手段として
当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は**無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上 **損金（法人）または 必要経費（個人事業）に**

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内
（5千円単位）で自由に選べます。

令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金に算入できなくなります。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



※令和5年9月より、中小企業倒産防止共済の一部お手続きのご加入者様自身によるオンライン受付を中小機構ウェブサイトにて実施しております。
オンライン手続きをご希望の方は、中小機構共済相談室に直接お問い合わせをお願い致します。
（本組合ではオンライン手続きに関する対応ができませんので、ご注意ください。）

オンライン手続きについて



制度の詳細内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**（中小機構） 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・各種手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011

(株)日税ビジネスサービスは おかげさまで創立50周年を迎えました

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

インボイス制度
&
電子帳簿保存法保存期間対応!



関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で

検索

二次元コードから
アクセス

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

売上管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは

03-3345-0890



税理士とその関与先のために

50th
NICHIZEI GROUP

税理士協同組合事務代行業社

株式会社 日税ビジネスサービス



自己紹介

高田 裕久



2022年12月に税理士登録、北沢支部に加入しました高田裕久と申します。右も左も全く分からない状態での還暦税理士デビューで不安が一杯でしたが、北沢支部の先輩方から温かいご指導、ご支援を頂きつつ、何とか業務を立ち上げつつあります。

もともとは銀行員、それも政府系銀行という特殊な企業に永く勤めておりました。就職したのは1985年（昔々ですね）、いわゆる「プラザ合意」の年でした。以来2022年に定年退職するまでの38年間は、バブルの生成と崩壊、金融危機と長引いた不良債権処理、そしてリーマン・ショック、異次元金融緩和に到るまで、金融激動の時代でした。そんな中で私はというと、得意の時もあれば失意の時もあり、グループ企業への「出向」（半沢直樹の世界ですね）を何度か経験しました。そこでの経理や総務の仕事の経験が現在に生き

ているのですから、人生はオモシロイですね。

そんなサラリーマン生活でしたが、思うところもあり48歳から会計の学習を始め（最初は簿記2級に挑戦→不合格!）、10年弱をかけて公認会計士試験に合格、資格登録まで漕ぎつけました。諦めが悪かったということであり、何よりも運が味方してくれました（会計士としては企業の社外監査役の仕事をしています）。

税理士登録をしようと思ったのは、いずれは独立事業者になりたかったからです。とは言え税務の世界が容易でないことも覚悟していました。案の定、DX化が急速に進む租税実務は、昭和オジサン（ジイサン?）には相当に手強く、老眼を涙目にしながらPCと格闘し、ようやく業務の足元を固めつつあります。

税理士になって楽しいことは、やはり様々なビジネスを頑張っている顧客の皆様の「お役に立てている」と実感できたときです。世間は広い、自分が知らなかった世界がこんなにもある!この発見は、私を謙虚にするとともに、いつの世にも頑張る人たちがいて未来が拓けていく、そんなワクワクした興奮を与えてくれます。

とは言え還暦過ぎの身ですから、税理士として大きく事業を広げることは無理があると自覚しています。今はとにかく（少数ですが）顧客のお困り事に寄り添うこと、ビジネス成功のお役に立つこと。そこから先は、挑戦したいことはいろいろとあるのですが、どこまで体力知力がついてきますやら。支部先輩各位のご指導を賜りつつ、模索して参りたいと存じます。

表紙のことは

軽井沢・矢ヶ崎公園からの初夏の風景。晴れていれば左に離山、右奥に浅間山を望むことができます。同じ場所からでも春夏秋冬、様々な顔を覗かせてくれます。（須賀義之）

編集後記

「死ぬときに残したお金はタダ働きと同じ」というキャッチコピーにひかれて、『DIE WITH ZERO 人生が豊かになりすぎる究極のルール』（ビル・キーン著、ダイヤモンド社）を読みました。この本は、2020年に刊行され、今また注目を集めていて世界11か国以上で人気を博しているようです。

数年前に「老後資金2000万円問題」が話題となり、お金のない老人は嫌われてしまうのではないかと、2000万円を目標にコツコツと貯金する方が増えたと思います。私もその一人です。

この本では、「金を無駄にするのを恐れて機会を逃すのはナンセンスだ。金を浪費することより、人生を無駄にしまうことのほうが、はるかに大きな問題ではないだろうか」「人生を最大限に充実させ、たった一度の人生を価値あるものにしよう。」「人生で一番大切なのは、思い出をつくることだ。」を書かれていました。

人生はそれぞれ限りがあり、「お金」「時間」「体力」をバランスよく使うのが良いことは分かります。しかし、仕事ばかりの生活をしてきて、これから思い出づくりにお金を使うにはどうしたらよいでしょうか。（廣田純子）

発行日 令和6年6月15日

発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 隆
編集人 広報部長 小貫 正人

製作 有限会社ガットデザイン